

奈良県L P ガス料金高騰対策事業
Q & A

令和5年7月

一般社団法人 奈良県L P ガス協会
補助金センター

【交付申請について】

Q 1 交付申請書はいつまでに提出するのか。

A 1 9月1日(金)から9月22日(金)までに提出してください。
交付申請書を提出しないと支援金の交付対象者とならず、当該事業者の消費者は支援金の対象とならないこととなりますので、全販売事業者のご協力をお願いします。

Q 2 県内に営業所が複数ある場合は、本社から申請するのか。各事業所から申請するのか。

A 2 県内に本社、営業所がある事業者は、取りまとめて本社一括で申請をお願いします。
広域の事業者については支店ごとに申請してください。

Q 3 交付申請時と実績報告時で、対象件数に差が出て問題ないか。

A 3 多少の増減は問題ありませんが、9月1日時点で供給契約を締結している消費者(メーター戸数)が対象です。
LPガス事業者賠償責任保険の消費者戸数との整合性に留意していただきますようお願いいたします。

【支援金の対象者について】

Q 1 支援金の額はいくらか。

A 1 奈良県では、一般家庭のLPガス料金が、コロナ前と比べて月800円ほどの負担増となっているので、その半額の400円の9ヶ月分相当3,600円が支援額となります。

Q 2 支援の対象者を教えてほしい。

A 2 9月1日時点で奈良県内のLPガス消費者であること
① 液化石油ガス法で定める一般消費者等(一般家庭の他飲食店、マーケット 旅館、病院(私立)、学校(私立)、福祉施設、事務所等を含む。)です。工業用、質量販売、公共施設(支払原資が税金)は対象外です。

②ガス事業法で定めるコミュニティーガスの消費者

※指定旧供給地点に供給されている販売事業所は、事前に「特別供給条件許可申請書」を近畿経済産業局へ提出していただかないと、値下げ等供給約款以外の内容でガスを供給することはできません。

また、ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務があるとのことですので、詳しくは下記にお問い合わせください。

問合せ先：(一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部

TEL：06-6231-3226 Fax：06-6231-3237

Q 3 支援の対象期間の使用量が少量(1 m³未満)の場合や使用量がない(0 m³)場合は対象となるか。

A 3 契約が継続中で、かつ基本料金など毎月のガス料金が発生している場合は対象です。閉栓中は対象外です。

Q 4 1世帯に複数メーターを取り付けている場合はどのような支援となるのか。

A 4 現に供給しているメーターの数が支援の対象となりますので、複数のメーターを取り付けている場合はメーターごとに支援してください。

Q 5 料金を滞納している場合は対象となるか。

A 5 支援対象期間の請求額から値引きすることは可能ですが、過去の滞納分からはできません。

Q 6 事業所などで使用されている場合も対象に含まれるか。

A 6 用途が冷暖房用や飲食の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液化石油ガス法の一般消費者等に該当する場合は対象となります。

【支援の実施について】

Q 1 いつの請求時に支援したらよいか。

A 1 基本的には「令和5年9月分」の請求分で実施してください。
検針日は検針方法、締切日も事業者によって違うと思うので、各事業者

で「9月分」と判断する請求分から支援額を差し引いてください。
 請求額が少ない消費者に対しては、8月に遡ったり10月分等の請求からも実施していただいて結構です。
 財源が国の物価高騰対策地方交付金ですので、3,600円に近づくように支援をお願いします。
 ただし、11月30日の実績報告書の提出期限までに、支援したことが確認できる書類が整っているようお願いいたします。

	パターン1	パターン2	パターン3
9月検針分	3,600	1,800	1,200
10月検針分	—	1,800	1,200
11月検針分	—	—	1,200
合計	3,600	3,600	3,600

Q2 一般消費者等への支援額の明示方法はどのように行うのか。

A2 検針票、請求書等に、減額されていることを確認することができるような内容を記載してください。請求書等の通信欄に「県の支援により〇〇円減額しています。」等明示をお願いします。

Q3 システムの都合上、支援額を表示できない場合はどのようにしたらよいか。

A3 支援額を明示した別紙を添付するなど、可能な方法で対応をお願いいたします。

Q4 システムの都合で税込み表示しかできない場合はどうしたらよいか。

A4 消費税の計算等に誤りが生じないように留意したうえで対応をお願いします。

支援額⇒3,600円(税抜)

(税抜きからの値引き例)

税抜き 5,000円の場合：5,000円(税抜)－3,600円(税抜)＝1,400円
消費税 140円

消費者への請求額 1,540円

- ★ 税込み表示しかできない場合は、消費税法上の関係からお取引の税理士等にご相談ください。

Q 5 企業努力で値上げしていない消費者についてはどうなるのか。

A 5 財源が国の物価高騰対策地方交付金ですので、支援をお願いします。

Q 6 県民へのPRはどのようにするのか。

A 6 下記の広報を予定しています。

- ・ホームページ(県、協会)でのPR(8月中旬)
- ・チラシを作成し、8月上旬に事業者宛に送付予定(8月中旬に事業者より消費者に配布)

【実績報告書について】

Q 1 実績報告書はいつ提出するのか。

A 1 10月1日(日)から11月30日(木)の期間内に様式にあります添付書類を添えて、交付申請されたすべての事業者の提出をお願いします。

11月30日が提出期限となっておりますので、期限提出に間に合うように支援の件数や支援した金額の合計額を確定していただく必要があります。

対象消費者一覧について、様式は問いませんが、顧客番号や苗字だけで可とし、支援額が確認できる内容の提出をお願いします。

複数回に渡って支援した消費者については、合計の支援額が確認できるように消費者一覧表の提出をお願いします。(「交付申請書の手引き」P13 第3号様式参照)

概算払いを選択された事業者において、実績報告書の金額が概算払い額を下回った場合は返金(振込手数料は事業者負担)していただくこととなります。

Q 2 「交付対象世帯一覧」の表は省略できないのか。

A 2 県の補助金ですので、根拠資料の確認が必要となります。対象消費者のすべての一覧表を提出してください。

【「交付対象世帯一覧表」の確認について】

Q 1 支援を実施したことが確認できる書類とはどのようなものを提出すればよいか。

A 1 協会は、提出いただいた実績報告書の確認作業を順次進めます。
その段階で、協会が選択した消費者のガス代を支援したことがわかる請求書や web 明細等を提出してください。

Q 2 確認作業において誤りが判明した場合はどうなるのか。

A 2 提出書類の修正や、必要に応じて追加資料の提出を求めたり、現地調査等を実施する場合があります。

【支援金の支払いについて】

Q 1 実績報告書兼請求書を提出してから支援金の支払いまではどのくらいの期間を要しますか。

A 1 11月30日までに提出いただいた書類を、協会にて12月中に確認作業を実施します。
確認ができた事業者には「支援金額決定通知書」(第4号様式)を送付し令和6年1月初旬の振り込みを予定しています。